

令和2年5月8日

令和2年第3回
恵那市議会臨時会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

承第 4 号	専決処分の承認について（専第 6 号 恵那市後期高齢者医療 に関する条例の一部改正について）	5
議第 5 3 号	令和 2 年度恵那市一般会計補正予算	7
議第 5 4 号	恵那市税条例の一部改正について	23
議第 5 5 号	恵那市都市計画税条例の一部改正について	27

承第 4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 6号

恵那市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

恵那市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和2年4月23日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

恵那市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年恵那市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第 15 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 23 日から施行する。

議第53号

令和2年度恵那市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度恵那市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,099,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,886,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月8日提出

恵那市長 小坂 喬峰

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,093,111	5,039,833	7,132,944
	2 国庫補助金	734,704	5,039,833	5,774,537
20 繰越金		462,716	60,142	522,858
	1 繰越金	462,716	60,142	522,858
歳入合計		25,786,150	5,099,975	30,886,125

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,616,002	4,977,691	8,593,693
	1 総務管理費	3,079,702	4,977,691	8,057,393
3 民生費		7,638,929	122,284	7,761,213
	2 児童福祉費	2,843,711	122,284	2,965,995
歳 出	合 計	25,786,150	5,099,975	30,886,125

予算説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	2,093,111	5,039,833	7,132,944
	2	国庫補助金	734,704	5,039,833	5,774,537
		1 総務費国庫補助金	82,792	4,977,691	5,060,483
		2 民生費国庫補助金	98,188	62,142	160,330
20		繰越金	462,716	60,142	522,858
	1	繰越金	462,716	60,142	522,858
		1 繰越金	462,716	60,142	522,858

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費 補助金	4,977,691	特別定額給付金給付事務費補助金 特別定額給付金給付事業費補助金	17,691 4,960,000
2 児童福祉費 補助金	62,142	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	60,000 2,142
1 前年度繰越 金	60,142		

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	20	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総 務 費	3,616,002	4,977,691	8,593,693	4,977,691	
			総務管理費	3,079,702	4,977,691	8,057,393	4,977,691	
			日々の暮らしを守る	0	4,977,691	4,977,691	国庫補助金 4,977,691	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	1,656	○ 特別定額給付金事業費（暮らし守る） 非常勤職員報酬 1,656
3 職員手当等	3,510	時間外勤務手当 3,510
4 共 済 費	250	社会保険料 250
8 旅 費	85	費用弁償 85
10 需 用 費	1,110	消耗品費 500
11 役 務 費	7,093	印刷製本費 610
12 委 託 料	3,987	通信運搬費 4,263
18 負担金補助 及び交付金	4,960,000	広告料 300
		手数料 2,530
		電算処理委託料 3,987
		負担金補助及び交付金 4,960,000

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	7,638,929	122,284	7,761,213	62,142	60,142
	2	児童福祉費	2,843,711	122,284	2,965,995	62,142	60,142
		4	安心して子どもを育てる	1,823,341	122,284	1,945,625	国庫補助金 62,142

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	258	○ 子育て世帯への臨時特別給付金事業費（安心子育て）	122,284
		消耗品費	100
11 役務費	1,085	印刷製本費	158
		通信運搬費	689
12 委託料	941	手数料	396
		業務委託料	941
18 負担金補助 及び交付金	120,000	給付金	120,000

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	877 (333)	560,823 (538,568)	2,027,844	1,516,524	4,105,191 (538,568)	761,942 (72,022)	4,867,133 (610,590)	
補正前	872 (328)	559,167 (536,912)	2,027,844	1,513,014	4,100,025 (536,912)	761,692 (71,772)	4,861,717 (608,684)	
比 較	5 (5)	1,656 (1,656)	0	3,510	5,166 (1,656)	250 (250)	5,416 (1,906)	

※()内は会計年度任用職員の内数

職員手当の内訳

区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外手当	休日勤務手当
補正後	47,044	75,570	17,004	47,778	2,016	20,389	150,124	21,887
補正前	47,044	75,570	17,004	47,778	2,016	20,389	146,614	21,887
比 較	0	0	0	0	0	0	3,510	0

区分	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当組合負担金	合 計
補正後	4,628	1,427	966	471,960	352,518	303,213	1,516,524
補正前	4,628	1,427	966	471,960	352,518	303,213	1,513,014
比 較	0	0	0	0	0	0	3,510

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明 (千円)	備考	
職員手当	3,510	その他の 増減分	3,510	管理職手当	0	
				扶養手当	0	
				住居手当	0	
				通勤手当	0	
				単身赴任手当	0	
				特殊勤務手当	0	
				時間外手当	3,510	
				休日勤務手当	0	
				夜間勤務手当	0	
				宿日直手当	0	
				管理職員特別勤務手当	0	
				期末手当	0	
				勤勉手当	0	
				退職手当組合負担金	0	

議第54号

恵那市税条例の一部改正について

恵那市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年5月8日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策に関連した地方税法等の一部改正に伴い、イベントを中止等した主催者に対する入場料等の払戻請求権を放棄した者に対し、寄附金控除を適用できるようにするなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市税条例の一部を改正する条例

(恵那市税条例の一部改正)

第1条 恵那市税条例（平成16年恵那市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第15条の3の2までの」を「第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に改め、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 恵那市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 25 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議第 5 5 号

恵那市都市計画税条例の一部改正について

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 5 月 8 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策に関連した地方税法等の一部改正に伴い、厳しい経営環境にある中小事業者等が所有する事業用家屋に対する軽減措置を新たに設けるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例

(恵那市都市計画税条例の一部改正)

第1条 恵那市都市計画税条例（平成16年恵那市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 恵那市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

